

## 性能評価業務手数料

### (1) 新規案件の場合

#### ●性能評価手数料 建築基準法施行規則 11 条の 2 の 3 第 3 項第四号の規定による

| 評価項目              | 建築物の延べ床面積の合計  | 手数料 (円)   |
|-------------------|---|-----------|
| ・ 法第 20 条第一号      | 500 m <sup>2</sup> 以内のもの                              | 510,000   |
| ・ 法第 20 条第二号口     | 500 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの     | 820,000   |
| ・ 法第 20 条第三号口     | 3,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの  | 1,230,000 |
| ・ 法第 20 条第四号口     | 10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの | 1,530,000 |
| 上記建築物の認定に関わる評価    | 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの                          | 2,050,000 |
| 上記建物に特定天井がある場合の加算 |   | + 510,000 |

\* この手数料には、消費税は非課税です

\* 「法」は建築基準法を示します

\* 特定天井は、平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 3 に定める基準に適合するもの、令第 39 条第 3 項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は平成 12 年建設省告示第 2009 号第 6 第 3 項第八号に定める基準に適合するものである場合のみ性能評価範囲とします

#### 【注意事項】

- 1) 第 1 回委員会以降に取下げられた場合でも、所定の手数をいただきます。また、評価中に構造上重大な設計変更を行った場合においても、当社で取下げ扱いとさせていただきます場合があります。
- 2) 委員会終了後 3 ヶ月経っても性能評価提出図書をご提出いただけない場合は、申請取下げ扱いとさせていただきます。性能評価書は発行できなくなります。
- 3) 評価終了後に構造上重大な設計変更を行った場合、本評価結果が無効となる場合があります。

#### ●認定申請料

国土交通大臣への認定申請業務を株式会社 J 建築検査センター（以下「JAIC」という。）に委託する場合には、認定申請代行の費用は無償ですが、認定申請料の収入印紙（¥20,000）はご準備ください。

#### ●製本費用

製本費用として最終版の構造設計概要書を 2 部（1 部返却、1 部 JAIC 保管用）ご提出していただきます。製本は様式を統一するために当社で行わせていただきます。返却分の製本費用のみご請求させていただきます。返却部数を 2 部以上ご希望の場合はご連絡ください。

## (2) 変更案件の場合

### ●構造方法等の「軽微な変更」の評価手数料

#### 1. 手数料額算定の考え方

建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料については、次の (1) から (3) までの規定で算定する。なお、(1) のいずれかの項目が 1 項目でも軽微でない通常変更に該当する場合（例えば、すべての免震材料を異なる材料に変更する、すべての柱断面を危険側に変更する等）は、従前の運用のとおり、1 申請の通常変更とする。

(1) 変更する部位、部材を次の①から④までのカテゴリーに区分する。

| 区分       | 部位、部材                          | 説明   |
|----------|--------------------------------|--|
| 軽微な変更区分① | 柱、大梁、耐力壁、ブレース、柱梁接合部に関する部分      | 例えば、柱の継手位置変更も①に該当、柱頭免震の 1 階柱は①に該当  |
| 軽微な変更区分② | 免震材料、制振部材その他これらに類する特殊な装置に関する部分 | 例えば、免震材料の取付部も②に該当  |
| 軽微な変更区分③ | 基礎、杭、地盤改良に関する部分                | 例えば、基礎梁開口は③に該当   |
| 軽微な変更区分④ | ①から③までに示す部分以外の部分               | 例えば、次のような部分<br>・スラブ、間柱、小梁、非耐力壁、外装材、擁壁、屋根板、塔屋、設備架台等の 2 次部材に関する部分<br>・意匠上の算定方法の変更による床面積、建物高さの変更、柱状図の変更<br>・その他、変更に関する検討を部会等で審査するのみで、別添（部材）が変わらない変更 |

(2) 変更する部位、部材について、(1) の各区分に該当する部位、部材が 1 つでもあれば、該当する区分数を申請数とする。1 申請分の手数料に当該申請数を乗じた額を手数料とする。なお、1 申請分の手数料は、従前どおり、申請建築物の延べ面積に応じた手数料額の 1/10 とする。

(3) 例えば、次の条件の内容について、(1) 及び (2) の規定を適用して軽微な変更を申請する場合は、(1) の①及び②に該当し、「延べ面積に応じた手数料額×1/10×2 申請 = ¥1,230,000×1/10×2 = ¥246,000」となる。

条件：「建築物の延べ面積：8000 m<sup>2</sup>の場合。

- ・柱 2 本の断面を変更 → (1) の①に該当
- ・免震材料取付部のアンカーボルト径を変更 → (1) の②に該当

### ●構造方法等の「計画の変更」の評価手数料

既に認定を受けた構造方法等の計画の変更として性能評価を受ける場合は、建築基準法施行規則 別表第 2 に基づき、上表区分に応じた評価手数料となります。ここで、**延べ床面積は、変更に係る部分の床面積**となります。

なお、認定申請料の収入印紙（¥20,000）及び製本費用〔返却分の費用〕が別途発生いたします。返却部数を 2 部以上ご希望の場合はご連絡ください。